

## 2008年度税制改正に望む

### - 今後の経済社会と抜本的な税制改革のあり方を踏まえて -

社団法人 関西経済連合会

先の参議院選挙の結果を背景に、わが国の政治が先行き不透明な情勢にある。このため税制をはじめとする経済政策上の改革が長期にわたって停滞するとの見方もある。しかし、国民の関心が高い年金問題など社会保障制度を含む税財政の改革は不可避である。わが国は今、バブル崩壊後の長い低迷から脱却し、将来の経済社会のビジョンを描いていくべき大切な時期にある。

こうした観点に立って、当会では、わが国の経済社会と今後の税財政のあり方を検討した上で、抜本的税制改革の論議の着手を求めるとともに、来年度の税制改正に関し下記の諸点を望みたい。

#### 記

#### ・わが国経済の今後の展望と課題

#### 1. 経済情勢と2008年度へ向けた課題

##### (1) 足元の経済情勢とその課題

わが国経済は、好調な企業収益を背景に回復基調が続いているものの、米国のサブプライムローン問題の顕在化によって、今夏から株価や為替の動向に不安が生じている。また、高騰を続ける原油価格の動向などが今後、企業収益にどう影響するかが懸念されている。

昨年度(2006年度)を振り返ってみても、輸出や民間の設備投資に牽引された回復が続いたにもかかわらず、国内総生産の実質成長率は結局1.9%にとどまった。また、今年度も第2四半期(4-6月期)では、設備投資の動きが弱まり、名目、実質GDPとも3四半期ぶりにマイナス成長に落ち込むなど、2%台成長の達成は容易ではない状況にある。

このため、まず企業活動の活性化・収益の回復基調を維持して、雇用・所得環境の改善を通じて家計部門へ波及させ、来年度に向けて、引き続き民間主導の経済活性化を図る必要がある。

## (2) 政府の経済財政運営

先の参院選の結果、中央と地方の格差問題などが指摘されている。このため、これまで進めてきた公共事業の抑制など歳出の削減方針を見直すべきとの議論も出ている。しかし、政府は安易な歳出増加を認めることなく、民間の成長を阻害しない、効率的かつ効果的な施策が実施できるよう予算配分の重点化を徹底する必要がある。

まず、2011年度の基礎的財政収支(プライマリーバランス)を黒字化するとこの目標に向け、無駄ゼロを目指し、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(骨太方針2006)」で示された削減努力を継続する。「行政改革推進法」に基づき公務員人件費の削減、独立行政法人の業務・組織全般の見直し、政府資産・債務改革などを着実に推進すべきである。

また、今般の社会保険庁の一連の問題で顕在化したように、国民の年金をはじめとする社会保障制度への不安は根強い。持続可能で信頼できる社会保障制度を構築することが求められている。

## (3) 国と地方の関係

地域が独自の取り組みを推進し、知恵と工夫にあふれた「魅力ある地域」に生まれ変わるには、「地方分権改革推進法」を踏まえて、「新分権一括法案(仮称)」の検討を早急に進めるなど、地方分権改革を一層推進する必要がある。

一方、国に比べて地方全体で見ると、財政状況は悪化していないという認識がある中で、再建管理団体に陥りかねない自治体が数多く存在する。このことは、中央と地方の格差を生む要因の一つとなっている。

東京都など財政力が異常に強い自治体で大幅な財政黒字が出るという、現在の国と地方の財政関係を抜本的に見直すことが必要である。

## 2. 中長期的視点から見た経済財政運営の方向性

### (1) 経済の潜在成長力を高める重点施策の実施

少子高齢化・人口減少社会にあっても、年金など社会保障制度を維持し、雇用を生み出すためには、経済成長が不可欠である。

そこで、「持続的な成長なくして日本経済の未来はない」との基本的な考え方にたって、一人当たりの生産性を向上させるための、大胆な改革に取り組むことが重要となってくる。

したがって、イノベーションを積極的に引き出し、人材育成を強化することによって、製造業とともに非製造業も含め産業全体の生産性の向上を図ることが必要である。また、グローバル化の中で、国内の構造改革と一体的にEPA(経済連携協定)など対外経済政策の展開を加速・強化すべきである。

## (2) 安心・安全に寄与する新たな行財政システムの構築

民間経済の活性化には、新たな行財政システムの構築が不可欠である。とりわけ、累積債務残高を着実に減らして財政再建に取り組むことは、金融をはじめとした経済システムの安定化につながる。このため、増税を実施せず、2011年度に基礎的財政収支の黒字化を達成する。その上で、もう一步踏み込み、利払いも含めた財政収支の早期黒字化を目標として、予算決定プロセスに関する見直しや公務員の退職金・年金制度の改革に取り組む必要がある。

将来不安を払拭するためには、持続的な社会保障制度の構築が求められる。また、社会保険料負担の増加は企業の国際競争力にも影響する。「受益と負担」のあり方、および世代間の不公平是正の観点などから、身の丈にあった社会保障制度の見直しが求められる。

また、行財政システムの改革には道州制の実現を視野に入れた、分権改革の推進も重要である。国・地方の役割分担を見直し、不必要な事業を大胆に削減する仕組みを導入するとともに、地方の安定財源を確保するよう税源の移管をさらに進める必要がある。

## ．抜本的税制改革に向けた基本的考え方と主な課題

### 1．基本的考え方

#### (1) グローバリ化および少子高齢・人口減少に対応した

##### 民間「活力」・経済成長の重視

民間主体の旺盛な経済活力こそが経済成長の源泉である。とりわけ国富を生み出す企業の活力を維持・向上することが、所得・雇用と税収を増加させ、ひいては財政再建にも大きく寄与する。

一方、急速に進展するグローバル化の中、企業は規模の大小を問わず国際社会との関わりを強めている。アジアなど新興国の成長のダイナミズムを取り込むためには企業の積極的な海外との取引も不可欠となっている。また、少子高齢・人口減少が進むわが国においては、イノベーションや人材育成を促し、一人当たりの生産性をあげることが急務である。

こうした現実をふまえ、抜本的な税制改革にあたっては、国税のみならず地方税においても、グローバルな競争環境のなかで、研究開発などによって技術革新に取り組む企業を後押しするような視点が重要である。

## (2) 民間主導の経済成長を支える政府の構造改革の加速

民主導の成長軌道を確立するためには、経済社会全般にわたる大胆な改革が必要である。特に、税制、社会保障、国と地方の関係など、現在の行政の根幹にかかわるこれらの仕組みについて、「新・三位一体改革」ともいべき政府の構造改革を加速する必要がある。

特に、危機的な財政状況を健全化する観点から、増税なしで2011年の基礎的財政収支を確実に達成することを前提に、2012年以降の中長期的な目標を設定するなど、「新・三位一体改革」の具体的な工程表を作成すべきである。

## (3) 地域の自立を目指す分権改革の加速と東京への税収一極集中の是正

東京都などに法人関係税収が一極集中するなど、税源偏在をはじめとする地域間格差は否定しがたい事実である。

また、税源の偏在や景気回復などによる増収にすぎない場合でも、これを原資に肥大化した予算を編成する事態に陥った自治体も存在する。

地域自らの発展を目指し、国から地方への権限・財源の移管をはじめとする分権改革が本格的に進むなかで、現行の地方税が抱える問題点を検証するなど、地方の税収構造のあり方について、本格的な検討を開始すべきである。

## 2. 成長軌道の確立のための税制における主な課題

### (1) 法人課税：法人実効税率の引き下げ

わが国企業の国際競争力が維持・向上し、国内投資が海外投資に比べて魅力を失わないためには、近年、先進主要国でも検討が進められている法人所得課税の引き下げが重要な課題となっている。

当会の試算によると、法人実効税率を1%引き下げることにより、設備投資は約4,000億円の増加が見込まれる。さらに、波及効果の3,500億円をも併せて考慮に入れると、税率引き下げによる約4,000億円の減収よりも大きな経済効果を持つといえる。

関西と結びつきが深いアジア諸国はじめ諸外国と比べ、法人に大きく依存したわが国の課税のあり方の見直しも含め、恒久的に法人実効税率を引き下げよう検討を開始すべきである。

## (2) 消費税：税率見直しに向けた本格的検討

国・地方の役割分担の見直し、少子高齢化の進行に伴い増加する社会保障などの財源として、また、簡素・中立・公平という課税原則の観点からも消費税の位置づけは極めて重要である。

また、世界的な潮流として、法人税率引き下げによる企業の競争力涵養で経済成長を追及する一方、付加価値税などの引き上げにより税収中立を図る動きが顕在化している。

これらの政策課題と財政再建を同時に解決していくためには、安定的な税収が見込める消費税率の見直しが不可欠である。逆進性の軽減、景気への配慮、徴税体制のあり方など考慮すべき課題も踏まえ、税率引き上げを視野に入れた見直しを行うべきである。

## (3) 個人所得課税：控除や負担の適正化

### 所得控除の整理・所得捕捉の強化

税体系の簡素化、および所得税の再分配機能の強化という観点から、所得控除の見直しは重要である。一方で、就業形態により所得捕捉は区々であり、国民の間の不公平感が強い。

所得捕捉の強化に向けて具体的方策を講じたうえで、あるべき所得控除に向けた見直しを行う必要がある。

### 給付付き税額控除など低所得者への支援

就労促進支援・活性化政策の一つとして、少なくとも、生活保護などが勤労所得を上回る逆転現象は解消すべきである。例えば、英国のブレア政権で導入された給付付きの税額控除（低所得者について、所得税額が税額控除を下回る場合は、還付の形で社会保障給付を行う）といった制度を導入することが考えられる。また、制度の導入にあたっては、所得控除の整理、所得捕捉の強化も併せて行うべきである。

## (4) 税務行政の公平化・効率化

全ての納税者の所得を正確に捕捉するために、納税者番号制度を導入すべきである。また、税・年金保険料などの徴収コストを低下させるためには、納税者番号と基礎年金番号との一体運用など、国税庁と社会保険庁のより緊密な業務提携が必要である。給付付き税額控除の実現にあたっては必須の事項であるとともに、国民の理解を得るために所得捕捉を強化することは最低条件である。

地方を含めた徴税業務の効率化・徴収率の改善に向けて、各地域の実情に合わせ、民間活力の導入も含めた抜本的な対策が望まれる。民間のノウハウも活かしつつ、国と地方双方が共同で徴税業務を委託する新たな徴税機関について検討すべきである。

また、日頃から、国民の税制や税金の使われ方に対する一層の関心や理解を得られるよう、国民の目線に立った税に関する広報および周知のための活動を強化すべきである。

### 3．抜本的な税制改革論議の今秋からの着手

2010年代初頭以降も視野に入れて、わが国経済の潜在成長率を引き上げ、新しい成長段階への移行を確実に実現するためには、あらゆる経済活動に影響を与えている税体系全般について思い切った改革が求められる。

この改革は、社会保障、国と地方、財政再建など数多くのわが国の重要政策課題と密接不可分の関連があるため、時期を失することなく速やかに検討を開始する必要がある。

ただ、消費税率の引き上げによる負担増大への国民の反発を懸念して、2006年度与党税制改正大綱で示された消費税を含む抜本的税制改革の実現の見通しは、未だ不透明なままである。

また、法人税、所得税などについても、従前から見直しの必要性が指摘され続けているにもかかわらず、未だ実現に至っていないのが現状である。

しかし、与野党ともに国政に重大な責任を担った今こそ、わが国の将来を見据えた本格的な税制・財政全般にわたる政策論議を行うべきである。まず、わが国の経済社会の将来像を提示する。その上で、消費税とともに、法人課税・所得課税などを含めた税体系全般にわたる抜本的な改革方策を与野党ともに国民の前に示し、今秋より論議を開始すべきである。

なお、論議にあたっては、国民の理解と納得が得られるように、2011年度まで増税なき歳出削減に取り組むことを含めた、改革工程表を提示するとともに、政策検討プロセスの透明性を高めるべきである。

## ．2008 年度税制改正への要望事項

### 1．法人税制

#### (1) 地方税の見直しによる法人実効税率引き下げ

##### 地方法人二税の引き下げ

これまで税率の見直しが進められてきた法人税（国税）の実効負担率が低下するなかで、逆に負担率が上昇している地方の法人所得課税について本格的な見直しを行うべきである。

自治体は、地域の雇用維持・拡大に貢献する企業を地域経済の成長エンジンと位置づける。その上で、地方法人課税については国際的な資本獲得競争にも耐えうる税構造を整備すべきである。

また、地域間の税源偏在の是正、および地方における租税原則（応益性、安定性等）の観点からも、法人住民税・法人事業税は多くの問題が顕在化している。

したがって、地方法人二税の税率引き下げによる法人実効税率の引き下げ実現に向けて本格的な検討を行うべきである。

さらには将来、地方消費税の拡充など安定的な地方財源の導入を前提に、地方法人二税の法人税への一本化もしくは廃止なども視野に入れて抜本的な改革論議を開始する必要がある。

##### 自治体の超過課税（大阪府・市など関西2府4県の自治体）の廃止

標準税率の2倍という国内唯一の水準である大阪府における法人府民税均等割の超過課税は、受益と負担の関係が不明確なまま企業に税負担を強いるものであり、廃止すべきである。

また、関西の207市町村の法人市民税において超過課税（法人税割、均等割）を実施している割合（67%）は、関西以外の地域（55%）と比較すると高い。

さらに、大阪府・兵庫県・京都府の法人事業税の超過課税、及び東京に並ぶ最高水準（6%）である法人府民税法人税割の超過課税も含めて、歳出削減の徹底を前提に財政と税制の一体的な改革を実施する中でそれぞれ廃止すべきである。

#### (2) 研究開発税制の拡充

##### 研究開発促進税制の拡充

研究開発投資の加速は、企業が国際競争を生き残るための源泉であり、ひいてはわが国の生産性を向上させ成長力を強化する。リスクを伴うこうした

投資を後押しするためにも、研究開発の促進税制をさらに拡充することは重要な課題である。

控除限度額の引き上げ（現行：法人税額×20%）のほか、幅広い業種においてメリットを享受できるよう、税額控除割合（現行：試験研究費×8～10%）自体の引き上げも検討すべきである。

#### 情報基盤強化税制及び人材育成投資促進税制

ITの活用による企業の生産性向上は引き続き重要であり、情報基盤強化税制（基準取得価額×10%の税額控除と特別償却50%の選択）の期限延長と拡充、さらには人材投資促進税制の改善も重要である。

### （3）国際税制の整備

#### 移転価格税制

2007年度税制改正のフォローアップを進めるとともに、地方税分の納税猶予制度などの予見可能性を高め、一層利用しやすくすべきである。また、移転価格税制における国外関連者の定義については、発行済株式等の50%以上の保有となっているが、持分が50%では、必ずしも支配関係にあるとは限らない。判定基準を50%超かつ実質的支配関係があるものとすべきである。

#### 外国税額控除

みなし外国税額控除の対象国の範囲を広げるほか、実務の煩雑さを避ける観点から一括限度額方式の継続を前提としたうえで、控除枠の繰越期間の延長、控除対象となるグループ内企業の範囲の拡充などを実施すべきである。

わが国の国際課税は、全世界所得主義を採用しているが、国外所得免除制についても検討を行うべきである。

#### 租税条約締結の促進

中国はじめ東アジアとの結びつきの深い関西経済にとって、成長著しいアジア諸国との経済連携の拡充は重要な課題である。ビジネス環境の整備を早急に進める観点から、租税条約ネットワークの一層の充実を図る。また、すでに締結されている租税条約についても、近年の経済環境の変化に対応してより実効的な内容に改正すべきである。

### （4）退職年金等積立金に対する特別法人税の撤廃

確定拠出年金などを含む退職年金等積立金において、拠出時・運用時非課税、給付時課税を基本として十分な優遇措置が講じられるべきである。

公的年金の補完、老後生活の維持向上という社会的要請に応えるとともに、少子高齢社会に対応した年金税制を構築するため、2008年3月末まで課税が停止されている特別法人税は、その期限を待たずに撤廃する必要がある。

#### (5) 組織再編税制

中小企業も含めた企業競争力の強化には、産業の新陳代謝の効果もある組織再編の活用のほか、任意組合・匿名組合、持分会社の活用が重要である。

例えば、少数株主排除の際の株式交換等における端数株式の取扱いによる適格、非適格の判定基準が不明確である。適格要件の具体的な数値基準を示すなどして、こうした税務リスクが適正な組織再編の障害となっている現状を改善すべきである。

任意組合・匿名組合の税制についても、通達税制のままという中途半端な状態になっている。また、その内容も経済実態に応じた多様な事業形態を可能とするものとはなっていない現状を改善する必要がある。

#### (6) 減価償却制度

減価償却制度については、2007年度税制改正において、償却限度額の撤廃、法定耐用年数の短縮などが実現した。

今後、より利用しやすい制度に向け、米国・韓国の事例を参考にして、現行390の区分を大括り・集約化するとともに、短縮特例制度の手続き簡素化を図ることが求められる。

## 2. 個人所得課税

### (1) 金融所得課税

1500兆円を超えるわが国の個人金融資産の運用にあたっては、いわゆる「貯蓄から投資へ」の潮流を促進する観点から、投資家にとって簡素でわかりやすく、合理的な仕組みを構築する必要がある。

配当、株式譲渡益、国内株式投資信託の収益分配金などの金融所得課税については、軽減税率（現行10%）の維持を前提に、幅広く損益通算を認めるなど金融所得一体課税への道筋をつけるべきである。

### (2) 民間の個人年金、生命保険、損害保険などの税制優遇拡充

今後、年金・医療・介護など公的な社会保障制度を補完するために、個人年金商品、医療保険商品、企業年金など民間の役割が一層重要となってくる。

個人商品の保険料に関する所得控除の拡大などの拡充を図るほか、確定拠出年金の拠出限度額拡大など企業年金の税制優遇拡充も図るべきである。

### (3) 住宅税制の拡充

これまでの住宅取得促進税制に加え、新耐震基準以前の住宅の建替え促進のための投資減税の拡充、および省エネルギー住宅の建設投資減税を創設すべきである。

## 3. 資産課税

### (1) 固定資産税：償却資産への課税見直し

家屋以外の事業用償却資産に固定資産を課税するのは、世界でも例が少ない。また、税負担が特定の業種に偏る傾向があるなど中立性の観点から問題があることを踏まえ、将来の廃止に向けた道筋をつける。

その第一歩として、償却資産の固定資産税の税額算出にあたって、減価償却可能限度額の撤廃と整合性のあるようにすべきである。

### (2) 固定資産税の負担水準の見直し（大阪府下の市町村）

2004年度税制改正で導入された条例限度額制度により、自治体の判断で負担水準の上限を60%から70%の範囲内で設定できることになった。都道府県別の負担水準をみると、前年より0.4ポイント下がったものの、大阪府域内は68.9%(2006年度)と依然として全国で最も高い水準にある。

企業が国や地域を選ぶグローバルな競争時代にあっては、広く内外から企業誘致を図る必要がある。大阪市はじめ府内の市町村においては、徹底した歳出の効率化によって財源を捻出し、固定資産税の負担水準を60%まで引き下げるべきである。

## 4. 非営利法人への課税のあり方と寄附金税制

### (1) 非営利法人および公益法人への課税のあり方

わが国において、民間による公益的な活動をより一層促進し、文化・芸術・教育・スポーツなどさまざまな分野において、民間の多様な価値観に基づいた資源配分の充実を図る必要がある。

このため、非営利法人における現行の収益事業に対する課税制度を改め、収益事業で得た資金でも、非営利(公益)活動に支出すれば原則非課税とする。

また、今般の公益法人制度改革に伴う公益法人への課税のあり方は、公益を担うと認められた法人（公益社団法人、公益財団法人など）には、原則非課税とする。その上で、寄附金税制の拡充という観点から、諸外国なみの損金算入水準、繰越期間の導入をする必要がある。

## （２）寄附金税制の拡充

「ふるさと納税」に関して、当初議論されていた分納制（住民税の一部を居住地以外に納める方式）は、先に述べた地方における租税原則に照らして適切な税制とは言いがたい。また、地域間の格差是正にどこまで寄与し得るかは現時点では不明確である。

むしろ地方自治体への寄付を促進するためにも、所得税・法人税に加え、新たに個人および法人住民税など地方税からの税額控除など思い切った寄附金税制の拡充を検討すべきである。

## 5．環境関連税制

環境税の導入には反対である。CO<sub>2</sub>削減効果、財源効果などに疑問があるほか、国民経済への悪影響、企業努力の阻害、低規制国への生産活動移転による地球規模での排出量増大の懸念がある。

また、新税創設の議論を行う以前に、現行の温暖化対策の費用対効果を精査するとともに、歳出面の徹底的な効率化と併せて、既存エネルギー関連の財政および税制の組み換えも含めた抜本的な見直しが必要である。

なお、民間の自助努力、技術水準の向上を促すために、地球環境問題への対応、およびエネルギー効率の向上に資する技術開発・研究（太陽電池、超伝導など伝送効率の向上など）への投資優遇施策の一層の充実などを実現すべきである。

以上